

津覇小学校「いじめ防止基本方針」

本方針は、いじめ予防対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、津覇小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

☆いじめ防止対策推進法より☆

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実績に応じ、当該学校におけるいじめ予防等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成さ

★いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童などと一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせない為の未然防止に取り組む姿勢を全職員で示していく。

《基本姿勢の5つのポイント》

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織の設置

- (1) 「生徒指導報告会」
週1回の職員連絡会や月1回の職員会議で、学年や学級の現状や、児童の様子についての情報交換及び共通行動についての話し合いを行う。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」
校長、教頭、当該学級担任、生徒指導主任、養護教諭（教育相談担当）からなるいじめ防止に関する措置を実効的に行うための校内組織を設置する。
- (3) 「外部機関によるいじめ防止対策委員会」
校内で対応が難しい深刻ないじめにおいて、外部機関を委員としておく。

3 いじめの未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図ると共に学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことが出来るように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすること、いじめの行為を見て笑うこと等も「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。

①いじめ予防月間における取り組み

- ・人権擁護員やネット犯罪の防止に取り組む団体による講話
 - ・「こころのアンケート」や「ネットや携帯電話の利用に関わるアンケート」の実施
 - ・Q-Uテストの実施
- ②毎月1回「人権の日」を設定し、心と心の連携を図る。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・クラブ活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

②人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動

道徳や学級活動の時間にソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気づかせ、そんな中に認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることが出来る。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことで、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく努力を怠らない。

②おかしいと感じた児童がいる場合には、生徒指導報告会において気づいたことを共有し、より大勢の眼で当該児童を見守る。

③当該児童には教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談等で悩みや相談を聞き、問題の早期解決を図る。

④毎月の「心のアンケート」で児童の悩みや人間関係を把握するとともに「Q-Uテスト」により、学級の実態を客観的に把握を行い問題の改善に努め、いじめゼロの学校作りを目指す。

⑤実践的な態度を養う道徳教育の推進を推し進める。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

①いじめの問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下すべての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめの問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。

④学校内だけで団体や専門家と協力して解決にあたる。

⑤いじめられている児童の心の傷をいやすために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えると共に、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

②学校や家庭にはなかなか話すことが出来ないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用ができることを児童、保護者に周知させる。